

11/10(月) 投稿

📌 今週の消費者トラブル予報 🌤️

「海産物買ってくれませんか？」電話勧誘にひそむ罠 🌊

こんにちは！今年も残りわずかとなってきました 🍂

この時期、電話での海産物購入の勧誘に関する相談が増えています。

🔴 事例紹介

「以前にも購入してもらった方に案内している」「売れなくて困っている」などと電話で勧誘され、何度も断っているにもかかわらず、一方的に荷物が送られてくることに。連絡したいが事業者名も連絡先も分からない…。

👁️ 見守りチェック！ 👁️

- ✅ 突然の電話で海産物の購入を勧められたらきっぱり断る
- ✅ 注文していない商品は受け取らない。代引きは特に注意！
- ✅ 一方的に送り付けられた商品は、処分してもOK
- ✅ 電話勧誘で契約したときはクーリング・オフができます（契約書面受領後8日以内）

📞 トラブルを見かけたら → 消費生活センター（082-225-3329）へ！

🔴 投稿をご確認いただいた際は、リアクション（👍 など）で反応していただけると嬉しいです

🔴 ご意見・ご質問は、コメント欄に書いていただいてもOKですし、メールでのご連絡も歓迎です

広島市消費生活センター 担当：小早川、岩崎

（📞 082-225-3329、✉️ shouhi@city.hiroshima.lg.jp）

📄 広島市消費生活センターホームページはこちら

📺 今週の動画テーマ 📺

「消費者ホットライン188チャット風動画（高額請求編）」

デジタルサイネージなどでご活用いただけます。

動画のご利用・ご相談はお気軽にどうぞ！

